

改正

平成28年8月1日訓令第100号

平成30年5月24日訓令第69号

平成31年3月22日訓令第37号

平成31年4月1日訓令第76号

令和2年3月27日訓令第40号

鹿角市ふるさとライフ引越し支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）に移住する際に、引越しのために要した費用を支払った者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、移住とは市内へ転入することをいう。ただし、本市に住んでいたことがある場合は、転出した日から1年以上経過した後に市内へ転入したことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住した者で、現に市の住民基本台帳に住民登録されている者であること。
- (2) 秋田県ふるさと定住機構の登録者又は移住した当該年若しくは翌年に市内で新規就農（研修を含む。）を目指す者であること。
- (3) 転勤等（労使関係に基づいた勤務地変更を伴う異動をいう。ただし、就職後最初の勤務地が市内であって任期が3年を超える場合を除く。）により本市へ転入した者ではないこと。
- (4) 生活保護受給世帯でないこと。
- (5) 移住した世帯全員が、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象とする事業のうち、補助の対象となる経費は別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、世帯の申請の場合にあつては9万円、単身の申請の場合にあつては5万円を限度とする。原則として、同一世帯につき1回に限る。

2 国、県又はその他の地方公共団体から同一の補助金等を受給する場合は本補助金の対象としない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、鹿角市ふるさとライフ引越し支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、転入の日から1カ月以内に市長に提出しなければならない。ただし、これによりがたいと市長が特に認めた場合は、同日後も申請することができる。

- (1) 住民票抄本（移住した世帯員全員分とし、発行の日から1カ月以内のものに限る。）
- (2) 引越し費用領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 市長は前条に規定する交付申請があつた場合において、申請内容を審査の上、その内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鹿角市ふるさとライフ引越し支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業終了後速やかに、規則第13条に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 本要綱により補助金の交付を受けた者及びその者の世帯員全員が、交付決定通知の日から3年以内に市外へ転出したとき。
- (2) 第6条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 本要綱により補助金の交付を受けた者及びその者の世帯員のいずれかが、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱（平成31年鹿角市訓令第76号）による補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年8月1日訓令第100号）

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年5月24日訓令第69号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日訓令第37号）

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（平成31年4月1日訓令第76号抄）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月27日訓令第40号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|----------|--|
| 引越しに係る費用 | 1. 引越し業者への支払経費 2. 市まで引越すための家財運搬に要した経費 3. 不用品処分費 4. その他、必要と認められる経費 |